

理事の職務権限規程

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ムラのミライ（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

（理 事）

第3条 理事は、理事会を構成し、法令、この法人の定款及び別表に掲げるものにより、職務を執行する。

（代表理事）

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- （1）代表理事としてこの法人を代表し、その業務を総理する。
- （2）理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

第3章 補 則

（細 則）

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2024年2月19日から施行する。

(別表)理事の職務権限

項目	決裁権者	
	代表理事	理事
役割	◎この法人を代表し、その業務を総理 ◎理事会を招集し、議長としてこれを主宰	◎代表理事を補佐し、この法人の業務を執行 ◎代表理事の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事		○
重要な使用人以外の者の任用に関する事		○
規程案の作成に関する事	○	
海外出張に関する事	○	
国内出張(役員、重要な使用人)に関する事		○
支出に関する事		
1件200万円以上	○	
1件200万円未満		○
研修等事業の実施に関する事		○
職員の教育・研修に関する事		○
渉外に関する事		○
福利厚生(役員含む)に関する事		○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注) 上記にかかわらず、理事の不在時等理事がその決裁権限を行使できない場合において、代表理事が理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。